

関 係 各 位

北 海 道 総 合 政 策 部 長

北海道水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域の指定について

日頃より、水資源の保全に関する施策の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条第1項及び第4項に基づき、次のとおり水資源保全地域を指定するとともに、地域別指針を定め、同条第9項に基づき告示しました。

道としましては、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、本条例に基づく施策の推進を図ることとしておりますので、今後とも御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 告示日

令和3年(2021年)3月19日

2 告示文

別紙「北海道公報第190号（北海道告示第207号）」のとおりに

3 施行日

令和3年(2021年)4月1日

4 指定する地域

別紙「令和2年度 水資源保全地域 指定地域一覧」のとおりに

5 その他

当告示は、次のホームページで公開しています。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen_shiteiR0303.htm

政策局土地水対策課水資源保全係

担当：高久 TEL:011-204-5178

Mail:takaku.osamu@pref.hokkaido.lg.jp



令和2年度 水資源保全地域 指定地域一覧

□指定する地域

振興局名	提案市町村	所在市町村	番号	水資源保全地域名	取水形態	備考
後志	倶知安町	倶知安町	④	倶知安町冷水川水源地地区水資源保全地域	地下水	冷水川水源地の取水施設から半径1kmを基本とする区域
根室	別海町	別海町	①	別海町別海西部地区水資源保全地域	地下水	西泉取水井戸から半径1kmを基本とする区域
小計	2	2		2		

注) 番号は通番で、市町村毎の指定地域数を表記(令和元年度末までに、倶知安町は3地域を指定済、別海町は既存の指定地域なし)

□合計

	提案市町村数	指定市町村数	地域数	取水形態
令和2年度	2	2	2	地表水 地下水 2
累計	59	63	181	地表水 93 地下水 90

注1) 累計はこれまでの指定数を含めた累計数(指定区域の変更は含まない)

注2) 市町村長は、自らの市町村の区域に係る提案のほか、他の市町村の区域に係る指定を提案することもできるため、「提案市町村数」と「指定市町村数」は異なる

注3) 取水形態は、同じ区域内で地表水と地下水で取水している場合はそれぞれ集計

北海道公報

発行 北海道庁 総務部 編集 北海道庁 総務部 文書課
電話 011-204-5035 FAX 011-232-1385

目次

ページ

規 則	次
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則	(水産経営課) 108
○水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則	(水産経営課) 108
○水資源保全地域の指定	(土地水対策課) 109
○土壌汚染対策法に基づき要措置区域の指定	(循環型社会推進課) 111
○土地改良区の定款の変更の認可	(農業施設管理課) 111
○知事権限に係る保安林の指定	(治山課) 111
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定	(治山課) 111
○知事権限に係る保安林の指定の解除	(治山課) 112
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課) 112
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	(治山課) 112
○森林法による通知に代える公示	(治山課) 112
○道路の区域の変更及び供用の開始	(維持管理防災課) 112
○道路の供用の開始	(維持管理防災課) 113
○土砂災害警戒区域の指定	(維持管理防災課) 113
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(維持管理防災課) 117
○建設業者に対する監督処分	(建設管理課) 131
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (5件)	131
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示	134
道公安委員会規則	
○北海道公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則	135
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)	135

規 則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第15号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則(昭和44年北海道規則第93号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.80パーセント」を「年0.70パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、令和3年2月19日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第16号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則(昭和47年北海道規則第114号)の一部を次のように改正する。

第3条の5中「第11条の2第1項」を「第11条の3第1項」に改める。

第3条の6第1項中「第11条の4第1項」を「第11条の5第1項」に改め、同条第2項中「第11条の4第4項」を「第11条の5第4項」に改める。

第3条の8中「第11条の5」を「第11条の7」に改める。

第3条の9中「第11条の11第1項ただし書」を「第11条の14第1項ただし書」に改める。

第3条の10中「第11条の12ただし書」を「第11条の15ただし書」に、「第100条の8第1項」を「第105条第1項」に改める。

第3条の11中「第100条の8第1項」を「第105条第1項」に改める。

第3条の13中「第87条の4第2項」を「第87条の3第2項」に、「第100条の4第2項」を「第101条第2項」に改める。

第4条第1項及び第4項中「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改める。

第5条第1項中「第100条の8第4項」を「第105条第4項」に改める。

第6条第1項中「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第2項中「第68条第5項」を「第68条第4項」に改め、「及び第100条の8第5項」を削り、「又は法第91条第5項(法第100条第5項において)」を「、第68条第6項(法

第96条第5項及び第105条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第4項若しくは第6項(法第100条第5項においてこれらの規定を)に改める。

第7条中「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める。

第7条の7中「第86条の9」を「第86条の10」に改める。

第7条の8第1項中「第87条の3第4項」を「第87条の2第4項」に改め、同条第2項中「第87条の3第5項ただし書」を「第87条の2第5項ただし書」に改め、同条第3項中「第126条の2」を「第126条」に改める。

第10条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「の議決」を「の決議」に、「取消を」を「取消しを」に改める。

第11条第1項中「第126条の2第1号」を「第126条第1号」に改め、同条第2項及び第3項中「第126条の2第2号」を「第126条第2号」に改める。

別記第1号様式の4中「印」を削り、「議決」を「決議」に、「第11条の2第1項」を「第11条の3第1項」に改める。

別記第1号様式の5中「印」を削り、「議決」を「決議」に、「第11条の4第1項」を「第11条の5第1項」に改める。

別記第1号様式の6中「印」を削り、「第11条の4第4項」を「第11条の5第4項」に改める。

別記第1号様式の7中「印」を削り、「議決」を「決議」に改める。

別記第1号様式の8中「印」を削り、「第11条の5」を「第11条の7」に改める。

別記第1号様式の9中「印」を削り、「第11条の11第1項ただし書」を「第11条の14第1項ただし書」に改める。

別記第1号様式の10中「印」を削り、「第100条の8第1項」を「第105条第1項」に、「第11条の12ただし書」を「第11条の15ただし書」に改める。

別記第1号様式の11中「印」を削り、「議決」を「決議」に、「第100条の8第1項」を「第105条第1項」に改める。

別記第1号様式の15中「印」を削り、「第87条の4第2項」を「第87条の3第2項」に、「第100条の4第2項」を「第101条第2項」に改める。

別記第1号様式の16中「印」を削る。

別記第1号様式の17中「印」を削り、「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改める。

別記第1号様式の17の2中「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める。

別記第1号様式の18中「印」を削り、「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改める。

別記第1号様式の19中「印」を削り、「議決」を「決議」に改める。

別記第1号様式の20及び別記第1号様式の20の3から別記第1号様式の22までの規定中

「印」を削る。

別記第2号様式中「氏名」を「氏名」に、「[記名押印]」を「[の記名]」に、「第100条の8第4項」を「第105条第4項」に改める。

別記第8号様式中「印」を削り、「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める。

別記第8号様式の2中「印」及び「第100条の8第5項」を削り、「第68条第5項」を「第68条第4項、(第96条第5項、第105条第5項において準用する)第68条第6項」に、「第91条第5項」を「第91条第4項(第6項)」に改める。

別記第9号様式中「印」を削り、「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める。

別記第9号様式の2から別記第9号様式の6までの規定中「印」を削る。

別記第9号様式の7中「印」を削り、「第86条の9」を「第86条の10」に改める。

別記第9号様式の8中「印」を削り、「第87条の3第4項」を「第87条の2第4項」に改める。

別記第9号様式の9中「印」を削り、「第87条の3第5項ただし書」を「第87条の2第5項ただし書」に改める。

別記第9号様式の10中「印」を削り、「第126条の2」を「第126条」に改める。

別記第10号様式(裏)中「第11号」を「第12号」に、「[出資組合]」を「[組合員に出資をさせる組合(第130条第1項第40号において「出資組合」という。)]」に改める。

別記第11号様式中「印」を削り、「第126条の2第1号」を「第126条第1号」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「印」を削り、「第126条の2第2号」を「第126条第2号」に改める。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の水産業協同組合法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の水産業協同組合法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第207号

北海道水資源の保全に関する条例(平成24年北海道条例第9号)第17条第1項及び第4項の規定により、次のとおり水資源保全地域を指定することとし、水資源保全地域に係る指定の区域及び当該区域の特性に応じた適正な土地利用の確保に関する指針(以下「地域別指針」という。)を定め、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月19日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 指定番号 第180号
 (2) 名称 俱知安町冷水川水源地区水資源保全地域
 (3) 指定の区域 虻田郡俱知安町字権山26番地1から3まで、37番地13、37番地75、37番地95、38番地5及び6、38番地8から16まで、38番地20から25まで、39番地1、41番地1、41番地3から10まで、42番地2、44番地1から9まで、44番地11及び12、260番地1及び2、虻田郡俱知安町字山田127番地1から4まで、131番地2、132番地1、132番地4、132番地6から11まで、132番地16、132番地22、132番地24及び25、132番地28、132番地31から39まで、133番地1から3まで、133番地5から9まで、133番地11から16まで、133番地20及び21、133番地27から30まで、133番地33から42まで、133番地44から64まで、135番地1及び2、135番地4及び5、135番地7から20まで、135番地23から34まで、137番地2から4まで、137番地7、137番地9、150番地1から6まで、150番地9、163番地3から7まで、163番地21、163番地23から25まで、163番地32から42まで、163番地52、163番地66から72まで、163番地99及び100、163番地104から108まで、163番地159、163番地161から165まで、163番地175、163番地191から194まで、163番地196、163番地211及び212、165番地1から8まで、165番地10から26まで、165番地28及び29、165番地31、165番地34、166番地1から6まで、166番地8から11まで、167番地1から90まで、167番地92から94まで、167番地96、167番地98及び99、167番地102から106まで、169番地1から5まで、169番地25から28まで、169番地30から39まで、169番地41及び42、169番地45、169番地48及び49、170番地1及び2、170番地4から41まで、170番地43、170番地50、170番地136から142まで、170番地144から147まで、170番地149及び150、170番地152から184まで、170番地186から189まで、170番地192から249まで、170番地251及び252、170番地255から259まで、170番地261、170番地263から276まで、170番地278から305まで、170番地307から314まで、170番地316及び317、170番地320から324まで、171番地1から8まで、172番地1、172番地3から9まで、174番地1及び2、178番地1から3まで、179番地1から4まで、179番地8から18まで、179番地20から23まで、179番地26から41まで、179番地43及び44、179番地47、179番地49、179番地52から57まで、179番地67から72まで、179番地75から78まで、179番地80及び81、179番地83から88まで、179番地93から96まで、179番地98から101まで、179番地103から113まで、179番地116、181番地1から20まで、181番地22から24まで、181番地26、181番地29から35まで、181番地38から

ら51まで、181番地54及び55、182番地1から3まで、182番地5から7まで、183番地1及び2、183番地4から11まで、183番地13及び14、183番地16から24まで、183番地27から43まで、184番地1から4まで、184番地6から8まで、185番地1、185番地4、185番地6、185番地8、185番地10、185番地14から16まで、185番地19、188番地1から31まで、188番地33、188番地35から41まで、189番地1から3まで、189番地6から9まで、189番地11、189番地13から22まで、190番地1から4まで、190番地6、190番地9、190番地12から39まで、191番地2から11まで、191番地13、191番地16、191番地18から32まで、191番地34から36まで、191番地38から61まで、191番地63及び64、192番地1から3まで、193番地1から12まで、193番地20から23まで、193番地29から32まで、193番地34から38まで、195番地1及び2、195番地6及び7、195番地10から17まで、196番地1から16まで、204番地1から28まで、204番地30から35まで、204番地38から46まで、204番地48から65まで、208番地1から5まで、209番地1から12まで、209番地14、209番地16及び17、213番地、214番地、215番地、216番地、216番地3、226番地1、226番地4から6まで、227番地、228番地1及び2、229番地、230番地1及び2、231番地1から3まで、232番地1から3まで、232番地5から9まで、233番地1、233番地3から7まで、233番地9、236番地1から4まで、2404番地、2405番地、2406番地(俱知安町冷水川水源地区水資源保全地域区域図に示すとおり)

(4) 地域別指針 次のとおり
 2(1) 指定番号 第181号
 (2) 名称 別海町別海西部地区水資源保全地域
 (3) 指定の区域 野付郡別海町泉川26番地11、39番地5、39番地8、39番地11及び12、39番地17及び18、39番地24、39番地31及び32、39番地34、39番地40から42まで、39番地48、39番地51及び52、39番地62及び63、39番地66、39番地68、40番地3から5まで、40番地7から11まで、40番地14及び15、40番地17及び18、41番地1から19まで、42番地2、42番地5及び6、42番地9、42番地11及び12、42番地14、42番地18及び19、42番地21、45番地1から7まで、45番地9から12まで、45番地16及び17、45番地19、45番地21から23まで、46番地1から24まで、46番地26、47番地1から6まで、47番地8から21まで、48番地1から5まで、48番地8から39まで、48番地43、48番地45から54まで、59番地2、59番地4、59番地7から9まで、59番地11、59番地13から17まで、59番地19及び20、59番地22及び23、59

番地25から32まで、59番地39から46まで、60番地1から7まで、60番地11から18まで、61番地1から4まで、61番地6から28まで、61番地32、62番地1、62番地3、62番地6から9まで、62番地15から18まで、62番地20及び21、64番地18、65番地1及び2、65番地5及び6、65番地10から13まで、65番地21、65番地25から27まで、66番地1から6まで、66番地10及び11、66番地15から17まで、66番地19、66番地20の一部、67番地2、120番地1の一部、120番地2の一部、3002番地2、3005番地2の一部、3007番地1の一部、3008番地3、3010番地5の一部、3019番地2（別海町別海西部地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

（各水資源保全地域の「区域図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道総合政策部政策局土地水対策課、北海道後志総合振興局地域創生部地域政策課及び根室振興局地域創生部地域政策課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第208号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和3年3月19日

北海道知事 鈴木直道

- 1 要措置区域 小樽市新光二丁目28番4、28番5の一部（次の図のとおり）
- 2 特定有害物質の種類 ネトラクロロエチレン
- 3 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第209号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和3年3月10日、上磯土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年3月19日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第210号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和3年3月19日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字高丘323の1・336の1・354の1・372の1・373の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
水源の涵養
- 2 指定の目的
- 3 指定の要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字高丘323の1、336の1、354の1、372の1
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第211号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和3年3月19日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林子定森林の所在場所 勇払郡占冠村字中トマム2215の1・2215の2・2217の9・2220・2938（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、2217の4、2217の8
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定の要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。）